

鹿 児 島 県 公 報

平成24年12月14日（金）第2864号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（※）
（人事課取扱い） 1

告 示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 1
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2
○漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 2
○県営土地改良事業の計画の決定（農地整備課取扱い） 2
○都市計画道路の変更案の縦覧（都市計画課取扱い） 2
○都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更案の縦覧（都市計画課取扱い） 3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3

公 告

○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（商工政策課取扱い） 3
○開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正（選挙管理委員会取扱い） 4

規 則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年12月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第66号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「6」を「6.25」に，「9」を「9.25」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行し，改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の規定は，平成24年4月1日から適用する。

告 示

鹿児島県告示第1330号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により，次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年12月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハケアウイングあいら	始良市東餅田1442-1	リハケアウイング株式会社	曾於市末吉町深川2459番地4	野田 秀明	平成24年12月1日	通所介護
デイサービス協愛	霧島市国分下井781番地2	有限会社協愛介護サービス	霧島市国分新町一丁目6番52-17号	香月 恭史	平成24年12月1日	通所介護

鹿児島県告示第1331号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年12月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハケアウイングあいら	始良市東餅田1442-1	リハケアウイング株式会社	曾於市末吉町深川2459番地4	野田 秀明	平成24年12月1日	介護予防通所介護
デイサービス協愛	霧島市国分下井781番地2	有限会社協愛介護サービス	霧島市国分新町一丁目6番52-17号	香月 恭史	平成24年12月1日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第1332号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、西桜島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成24年12月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地防災（農村災害対策整備事業）（農業用排水施設整備）吹上地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年12月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年12月17日から平成25年1月21日まで
- 3 縦覧場所
日置市吹上支所産業建設課

鹿児島県告示第1334号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日

までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成24年12月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 東市来都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・1号湯之元赤崎線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
日置市大字東市来町湯田字下梨子木野の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課並びに日置市東市来支所産業建設課
- 4 縦覧期間及び時間
平成24年12月14日から同月28日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島県告示第1335号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成24年12月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類
志布志都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域
志布志都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び大隅地域振興局建設部建設総務課並びに志布志市建設課
- 4 縦覧期間及び時間
平成24年12月14日から同月28日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

始良・伊佐地域振興局告示第51号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年12月14日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等サービスはやと太陽の子	霧島市隼人町真孝149番地1	株式会社ケイン	鹿屋市西原四丁目12番15号	郷原 建樹	平成24年12月1日	放課後等サービス

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2

項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成24年12月14日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年12月14日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年12月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターニシムタ上川内店
薩摩川内市御陵下町字公佛3226番 外12筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
ア 変更前 (仮称)スーパーセンターニシムタ薩摩川内店
イ 変更後 スーパーセンターニシムタ上川内店
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 変更前 入口1箇所 建物敷地西側
出口1箇所 建物敷地南側
出入口4箇所 建物敷地西側、南側及び東側
イ 変更後 入口1箇所 建物敷地西側
出入口4箇所 建物敷地西側、南側及び東側
- 3 変更年月日
平成24年12月4日
- 4 届出年月日
平成24年12月3日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年12月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
薩摩川内市上川内町字古府下4170番2, 4171番1, 4173番, 4180番1, 4183番1, 4184番, 4188番, 4190番1, 4192番1, 4193番1, 4194番1, 4194番2, 4195番1及び4170番2地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
株式会社ニトリ
代表取締役 似鳥昭雄

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第78号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定により、個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設として志布志市選挙管理委員会から指定の変更の報告があったので、平成24年5月22日鹿児島県選挙管理委員会告示第10号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年12月14日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

表志布志市の項を次のように改める。

志布志市	泰野地区公民館	志布志市松山町泰野547番地	200	志布志市教育委員会
	志布志市志布志運動公園武道館	志布志市志布志町安楽201番地13	500	
	有明総合体育館	志布志市有明町野井倉1760番地	1000	